

キューバ共和国憲法（一九七六年）

直川 誠蔵
吉田 稔 訳

まえがき

ここに訳出されたキューバ憲法は、一九七六年二月二十四日に公布されたものである。これまでキューバの諸憲法について、わが国において一、二の邦訳、紹介がなされてきているが、直接原典に依拠した作業ではなかったように思われるところに若干の不満があった¹⁾。今回われわれは新たに邦訳にあたり原語（スペイン語）から、直接訳出することにより、条文の内容をより正確に伝えることに一つの意義を見出している。社会主義法研究の混乱がいわれる中で、いまだ、各社会主義国の法の実証的な研究が必ずしも十分なされていない状況のもとで、多くの研究

キューバ共和国憲法（一九七六年）

者の考察の一つの対象としてこれを提示し、研究の前進に役立てていただきたいと考えている。以下、このたびの憲法の歴史的位置、基本的性格、内容及び特色を簡単に述べておきたい。この憲法は、キューバ憲法史上第七番目の憲法である。すなわち、キューバではこれまで、スペイン植民地体制下の憲法として、ガイマロ Guáimaro 憲法（一八六九年）、ブラグワ Baragua 憲法（一八七八年）、ヒンダグアエ Jimaguayú 憲法（一八九五年）、ラ・ヤヤ La Yaya 憲法（一八九七年）があり、アメリカ支配下の憲法として一九〇一年憲法、一九四〇年憲法があった。なお、一九五九年革命政府の樹立後、共和国基本法が制定されるが、これは一九四〇年憲法の修正である。スペイ

ソ植民地体制下の憲法は条文数が少なく、一種の「独立宣言書」的な色彩が強い。また、一九〇一年憲法、一九四〇年憲法は、民主的条項もいくつかみられるが、基本的にはブルジョア憲法としての性格をもっていた。これらに対し、今回の憲法は、社会主義憲法であるところが根本的にこれまでの憲法と異なるところである。

本憲法の制定に到る過程について一言すれば、建国後、一七年の長きにわたり、新憲法は制定されなかった。一九七四年六月、マタンサス MATANZAS 州で社会主義的民主主義に基づく代議制国家機関開設のための実験がおこなわれた。同年一〇月、党・政府の合同起草委員会（議長 Blas Roca）が組織され、一九七五年二月に第一次草案がカストロ Fidel Castro 首相に渡され、党中央委員会政治局の討議、承認をへて、四月、第一次草案が国民に公示され、全人民の討議に付された。この過程で、約六二〇万人（全人口の約72%）の人民が、党の組織や団体、労働組合、革命防衛委員会、キューバ婦人同盟、全国小農組合、大学学生同盟、中等教育学生同盟、軍そして外国派遣先での草案討議に参加した。五五〇万人の人民は草案の修正を不要としたが、一方、一万四〇〇〇人の人民が各種の修正および追加条項を提案した。このようにして、草案は完成され、同年十二月のキューバ共産党第一回大会において、憲法草案と

して採択され、一九七六年二月一五日、国民投票がおこなわれ、二月二四日に公布された。（同日発効）

この憲法の基本的な性格は、カストロの言葉によれば次の点にある。(一) キューバ社会の性質、キューバ革命思想として人民の願望にそった社会主義憲法、(二) 革命によってもたらされた経済、社会、政治上の根本的な変革と人民によって勝ちとられた歴史的偉業を反映する憲法、(三) 今日の、そして明日のわれわれに団結をもたらし憲法、である。また、その主要内容として同じくカストロの説明によれば、(一) 基本法は、人間の性の尊重を高くかかげるものであって欲しいというマルティ Marti の切望が、キューバ人民の歴史的戦いの総括として生かされており、(二) 諸権利は、有効、実際的かつ明確で、革命の物質的、政治的そして道徳的な事業によって充分保障された権利であり、(三) 国民議会、州議会および市議会といったプロレタリア国家の代表機関の設置を含み、(四) 憲法、法律の遵守、祖国の防衛といった全人民の義務を規定し、プロレタリア国際主義、諸国人民との連帯、「ラテン・アメリカ、カリブ海諸国との協調と連帯」というホセ・マルティの原則並びにソビエトおよびその他の社会主義国との外交政策の諸原則が定められている。さらに次の点を、改めて強調しておきたい。第一に、現段階における社会主義憲法としてのほぼ共通の基本的な内容を規定

しているということである。すなわち、社会主義国家としての現状規定(第一条、第八条)、指導政党(前文、第四条、第五条)、社会主義、共産主義への移行の展望(前文、第五条)、社会主義的所有制の確立(第四条、第十五条、第二〇条)、第二三条)、社会主義の分配原則の実現(第十九条、第四四条)、計画経済の実施(第一条)、社会主義的適法性の強化(第九条)などである。第二に、キューバ共和国において、民主的中央集権制にもとづく国家制度が確立されたということである。すなわち、一九五九年来、議会制度が廃止され、カストロを中心とする閣僚会議に全権力が集中されていたが、この憲法により人民権力国民議会が最高国家権力機関となったのである。第三に、キューバ社会及びキューバ革命の伝統に特徴づけられたいくつかの規定をもうけている。形式的な点からいえば、国籍、家族、平等の章が特別におかれ、教育と文化が独立した章として規定されている点、国章、国旗、首都については通常独立した章をもうけて規定するが、第二条において規定していることなどである。内容面から見れば、ホセ・マルティ、カストロの役割(前文)、对外政策(第二二条)、無報酬の自発的労働(第四四条)、自然環境保護(第二七条)、親子の義務(第三七条)、選挙権(第一三五条)などは注目すべき規定である。⁽¹⁾

邦訳にあたっては、まず吉田がスペイン語版テキストによって

て原稿を作成し、両名で英語版、フランス語版、ロシア語版をも参考にして検討をおこなった。また既存の邦訳からも教えられる点のあったことを感謝の念と共に記して置きたい。なお、スペイン語版の原典としては、一九七六年三月七日付“Granma”(キューバ共産党機関紙)及び“Revista Cubano de Derecho”(Numero 11)に収録されているものを用いた。また、英、仏、露訳についても同様に後者所収のものを参照した。なお、原典にはないが読者の便宜のため、各条文には見出しを付し、また各項には番号を付したことをお断わりする。

注

(1) 一九五九年のキューバ共和国基本法については、木田純一編『社会主義国憲法集』第一巻(中央大学生協出版局)において、また、一九七六年憲法の草案及び正文については『愛知大学国際問題研究所紀要』第五八号、五九号、六〇号においてそれぞれ邦訳が掲載されている。前者の翻訳原典はロシア語訳および英語訳のテキストであり、後者(胡麻本篤一氏訳)のそれは英語訳のものらしいと推測される。

(2) 各憲法の位置づけについては、次のものを参照のこと。吉田稔「キューバ憲法の史的展開——一九四〇年憲法と一九七六年憲法を中心として——」『比較法研究』第四〇号。

（３）『キューバ共産党第一回大会基調報告』（キューバ共和国駐日大使館広報部）一九七六年。

（４）キューバ七六年憲法の、その後に採択されたその他の社会主義国憲法への影響（特にソ連七七年憲法、ベトナム八〇年憲法など）は今後検討する必要がある。

（５）キューバの法学専門誌。年一回発行。発行所は *Instituto Cubana del Libro* である。

（憲法の構成）

前文

- 第一章 国家の政治的、社会的及び経済的基礎
- 第二章 国籍
- 第三章 家族
- 第四章 教育及び文化
- 第五章 平等
- 第六章 基本的権利、義務及び保障
- 第七章 国家机关の組織及び機能の原則
- 第八章 人民権力の最高機関
- 第九章 人民権力の地方機関
- 第十章 裁判所及び検察庁
- 第十一章 選挙制度
- 第十二章 憲法改正

キューバ共和国憲法

前文

われわれキューバ市民は、

われわれの先人すなわち——服従よりも絶滅を選んだ原住民、主人にたいして謀叛を起した奴隷、国民的自覚及び祖国と自由へのキューバ人の切望を覚醒させた人々、一八六八年にスペイン植民地主義にたいして独立戦争を開始した愛国者及びヤンキー帝国主義者の軍事干渉と占領にその勝利は奪われたが、一八九五年の最後の一撃により独立戦争を一八九八年の勝利へと導いた愛国者、帝国主義者の支配、政治腐敗、人民の権利と自由の欠如、失業及び資本家と地主の搾取にたいして五〇余年にわたり闘った労働者、農民、学生及び知識人、最初に労働者と農民の組織化を推進し、組織を結成し、発展させ、社会主義思想を普及させ、及びマルクス主義運動とマルクス・レーニン主義運動を創始した人々、マルティの教えを吸収し、われわれを一月の人民革命の勝利へと導いたマルティ生誕百周年の世代の前衛のメンバー、生命をかけて革命を防衛し、革命を決定的に強固なものにすることは貢献した人々——が鍛えあげてきた創造的活動並びに闘争心、不屈の精神、英雄主義及び献身の伝統の相続者、継承者であり、

マルクス・レーニン主義という不敗の教義に導かれ、

プロレタリア国際主義、ソビエト連邦及びその他の社会主義国の兄弟的友情、援助及び協力並びにラテン・アメリカ及び世界の労働者、人民の連帯に依拠して、

フイデル・カストロによって指導されたモンカダ、グランマ、シエラ及びヒロンの勝利の革命——この革命はすべての革命勢力と人民の最も緊密な団結に支えられつつ国家の完全な独立を勝ちとり、革命権力を樹立し、民主主義的変革を実現し、社会主義建設を開始し、これを共産党の指導の下に共産主義社会を建設するという目的で継続しつつあるのであるが——を進ませることを決意して、

いかなるものであれ人間による人間の搾取制度は、被搾取者の屈辱及び搾取者の人間性の退廃をひきおこすことを、人間が、奴隸制度、隷従及び資本主義というすべての搾取形態から解放される社会主義、共産主義においてのみ、人間の完全な尊厳が達成されることを、並びにわれわれの革命が祖国とキューバ人の尊厳を高めたことを自覚して、

共和国の最高法は、ホセ・マルティの深い切望——われわれ共和国の基本法が、人間の完全な尊厳にたいするキューバ人の贈物であって欲しい——により導かれるべきであるというわれわれの意志がついに達成されたことを宣言し、

国民投票におけるわれわれの自由な投票により、これを採択

キューバ共和国憲法（一九七六年）

する。

憲法

第一章 国家の政治的、社会的及び経済的基礎

〔社会主義国家〕

第一条 キューバ共和国は、労働者、農民及びその他の肉体的・精神的労働者の社会主義国家である。

〔国旗、国歌、国章〕

第二条 国家の象徴は、独立、人民の権利及び社会の進歩をめざすキューバ人の闘争を百余年にわたり統一してきた、孤星旗、パヤモ〔Bayamo〕の讃歌、大王やし〔la palma real〕の国章である。

〔首都〕

第三条 共和国の首都は、ハバナである。

〔人民の全権力とその実現〕

第四条 ①キューバ共和国においては、すべての権力は勤劳人民に属する。勤劳人民は、人民権力議会及びこれら議会から権限を付与されたその他の国家機関を通じて若しくは直接にそれを行使する。

②勤劳人民の権力は、労働者階級の指導の下に、労働者階級

と農民並びに都市及び農村のその他の勤労者層との堅固な同盟により維持される。

〔キューバ共産党〕

第五条 キューバ共産党——労働者階級のマルクス・レーニン主義者により組織された前衛——は社会及び国家の最高の指導力であり、社会主義建設という高い目的への共通の努力と共産主義社会への前進を組織し、指導する。

〔共産主義青年同盟〕

第六条 共産主義青年同盟——進歩的青年の組織——は党の指導の下に、学習並びに愛国、労働、軍事、科学及び文化の諸活動への参加を通じて、将来のたたかう党員として同盟員を養成し、共産主義の理念での新しい世代の教育に貢献する。

〔社会・大衆団体〕

第七条 ①キューバ社会主義国家は次のような社会・大衆団体を承認し、保護し及び奨励する。キューバ勤労者センター——社会の基本的階級をその隊列に含む——、革命防衛委員会、キューバ婦人連盟、全国小農協会、大学学生連盟、中等教育学生連盟、キューバピオネル同盟及び人民闘争の歴史的過程から生れ、その中に人民のさまざまな部分を結集し、彼らの特殊な利益を代表し、かつ彼らを社会主義社会の建設、強化及び防衛に参加させるその他の組織。

②国家は、その活動において社会・大衆団体に依拠する。加えて、社会・大衆団体は憲法と法律に従い果たすべき国家機能を、直接に遂行する。

〔社会主義国家の任務〕

第八条 社会主義国家は、

- (a) 勤労人民の意思を実現し、かつ
 - 社会主義建設に国民の努力を導く。
 - 祖国の保全と主権を維持し、防衛する。
 - 人間の自由と完全な尊厳、権利の享受、義務の遂行・履行及び個人の完全な発達を保障する。
 - 人間による人間の搾取から解放された社会に固有な共同生活及び行為についてのイデオロギー及び規範を強化する。
- 人民の創造的活動並びに社会主義国家の財産及び富を保護する。
- 国民経済を計画的に指導する。
- 国の教育、科学、技術及び文化の発展を保障する。
- (b) 人民の権力として、人民それ自身の奉仕において、次のことを保障する。
 - 労働能力を有するにもかかわらず、社会の目標及び各人の必要性の充足に役立つ職業に就いていない男女はいない。

い。

―適切な生活手段を有しない労働無能力者はいない。

―医療看護を受けない病人はいない。

―教育、給食及び衣料を受けない子供はいない。

―勉学する機会を有しない青年はいない。

―勉学、文化及びスポーツに接する機会を有しない者はいない。

(c) 快適な住居を有しない家族がないように、その実現に努める。

〔社会主義的適法性〕

第九条 ①社会主義国家の憲法及び法律は、社会主義的生産諸関係並びに勤労人民の利益及び意思の法律的表现である。

②すべての国家机关、指導者、公務員及び勤務員は、その権限の範囲内で活動し、社会主義的適法性を厳格に遵守しなければならない、すべての社会生活における社会主義的適法性の尊重に留意する。

〔国家主権の行使〕

第一〇条 ①キューバ社会主義国家は、次のものについて主権を行使する。

(a) キューバ島、ピノス島、隣接する島嶼及び内水から成る全領土、法律が定める範囲内の領海並びに領土・領海の上

に拡がる空間について。

(b) 国際的慣行に従って法律が定める範囲内であって、沿岸に直接接続し、領海の外にある水域における海床及びその地下の天然資源及び生物資源、並びにその他存在する資源について。

②キューバ共和国は、不平等の条件下で締結された、又は領土のいかなる部分についても主権を否認若しくは制限する条約、協定及び利権を破棄し、不法、無効と認める。

〔世界社会主義共同体〕

第一一条 キューバ共和国は世界社会主義共同体の一部分を形成する。この共同体は、共和国の完全な独立と発展の基本的前提の一つを構成するものである。

〔プロレタリア国際主義〕

第二一条 キューバ共和国は、プロレタリア国際主義及び人民の戦闘的連帯の原則を支持し、

(a) ファシズム、植民地主義、新植民地主義、人種差別主義のすべてのあらわれを促進し、支持するところの帝国主義を、侵略と戦争の主要な力及び人民の最悪の敵として非難する。

(b) いかなる国家であれその内政若しくは外交にたいする直接若しくは間接の帝国主義的干渉を、したがって武力侵略

及び経済封鎖、また同様にその他のいかなる形態であれ、経済的強制及び介入若しくは国家の一体性並びに国民の政治、経済及び文化的要素に対する脅威を非難する。

- (c) 侵略戦争及び征服戦争を国際犯罪とし、他方民族解放戦争、また同様に侵略と征服に対する武装抵抗の合法性を承認し、被侵略者および自らの解放のために闘争する人民に対する援助は国際主義者の権利でありかつ義務であると認める。

- (ch) 人民が帝国主義的かつ反動的暴力を革命的暴力をもって排撃する権利を、並びに自らの運命と彼らがそのなかで生きることを選ぶ経済、社会体制を自由に決定する権利の獲得のために、あらゆる手段を用いて闘争する権利を承認する。

- (d) 人民の独立及び主権並びに人民の自決権の尊重に基づく、尊厳にみちた、恒久的平和のために奮闘する。

- (e) 国家の平等権、主権及び独立の原則並びに互恵に基づく国際関係を樹立する。

- (f) ソビエト社会主義共和国連邦及びその他の社会主義諸国との関係を、社会主義的国际主義並びに新しい社会の建設、兄弟的友情、協力及び相互援助という共通の目標の上に基礎づける。

- (g) 歴史的伝統並びに国家と社会の進歩という同じ願望に基づき、植民地主義、新植民地主義及び帝国主義に反対する共同の闘争により兄弟として結ばれた人民の一大共同体に、外国の支配と国内の抑圧から解放されたラテン・アメリカ及びカリブの諸国とともに、結集することを切望する。

- (h) 反帝国主義及び進歩的立場を維持する諸国との友好、協力関係を発展させる。

- (i) 異なる政治、社会及び経済制度を有するにもかかわらず、わが国の主権を尊重し、国家の共存の原則を遵守し、互恵の原則に従い、わが国に対して相互主義的態度をとる国家との友好関係を維持する。

- (j) 平和と社会主義、人民の解放、科学・技術・文化の発展及び国際交流の諸利益、並びにわが国固有の国家的権利に対して払われる尊重の念を考慮して、国際機関への加入並びに国際的会議及び集会への参加を決定する。

〔被迫害者の庇護〕

第三三条 キューバ共和国は、多数者の民主的権利のための闘争、民族解放のための闘争、帝国主義、ファシズム、植民地主義、新植民地主義に反対する闘争、人種差別廃止のための闘争、労働者、農民及び学生の権利と要求のための闘争、進歩的な政治、科学、芸術、文学活動のための闘争、社会主義と

平和のための闘争の故に迫害を受けた人々に庇護を与える。

〔社会主義経済制度〕

第十四条 キューバ共和国においては、生産手段にたいする全人民の社会主義的所有及び人間による人間の搾取の廃止に基礎をおく社会主義経済制度が支配する。

〔国家的所有〕

第十五条 社会主義的国家的所有すなわち全人民の所有は、次のものにたいして確固として定められる。小農若しくは小農により組織された協同組合に属さない土地。地下埋蔵物、鉱山、主権の及ぶ範囲内における海洋の天然資源及び生物資源、森林、水域、通信手段。精糖所、工場、主要な運輸手段、並びに帝国主義者、大地主及びブルジョアジーから国有化され、収用された企業、銀行施設及び財産。国家により建設、組織若しくは取得された、又は将来されるであろう人民農場、工場、企業及び経済・社会・文化・スポーツの諸施設。

〔計画経済〕

第十六条 ①国家は、経済・社会発展の単一計画に従い国民経済活動を組織、指導及び統制する。その計画の策定と実施にあたっては、経済の全分野及び社会生活の他の領域の勤労者が積極的かつ意識的に参加する。

②経済発展は、社会主義制度の強化、社会と市民の物質的、

文化的要求のよりいっそうの充足、人格とその尊厳の開花並びに国の前進と保全及びわれわれ人民の国際的責務を遂行する国家的力量の前進と保全を促進するという諸目的に奉仕する。

〔経済管理システム〕

第十七条 ①全人民の社会主義財産を管理するために、国家は、企業及びその他の経済機関を組織する。

②国営の生産・サービス企業及び経済機関の機構、権限及び機能、並びに企業及び機関の関係の体系は、法律により定められる。

〔貿易〕

第十八条 貿易は国家の排他的機能とする。貿易企業を創設し、輸出入業務を基準化し、規制するための権限を有する国営の協会及び官庁、並びに通商協定をとり決める権限を有する法人機関は、法律により定められる。

〔社会主義的分配の原則〕

第十九条 ①キューバ共和国においては、「各人は能力に応じて働き、労働に応じて受けとる」という社会主義の原則が支配する。

②法律は、この原則の効果的遂行を保障する規則を制定する。
〔私的及び協同組合的所有〕

第二〇条

① 国家は、法律の規定に従い、土地並びにその他の生産手段・用具にたいする小農の所有を認める。

② 小農は、法律の定める形式及び条件に従い国家の借款、サービスを受けるため並びに農・牧業生産のために、彼ら自身で協同する権利を有する。

③ 農業協同組合の設立は、法律が定める場合と形式により認められる。協同組合の所有は、それを構成する農民の集団所有の一形式である。

④ 国家は、個人生産にたいしてと同様に、国民経済の高揚に貢献する小農の協同組合生産にたいしても援助する。

⑤ 国家は、小農が自発的かつ自由に、農業生産の国家計画及び単位に参加することを奨励する。

〔小農の土地所有権〕

第二一条

① 小農は、法律が定めた機関の事前の承認により、土地を売却する権利を有する。いかなる場合においても、国家は正当な価格を支払うことにより、購入の優先権を有する。

② 小作、賃貸借、抵当並びに農地にたいする小農の所有権から発生する権利及び権原を私人に担保として提供し、若しくは部分的に譲渡するあらゆるその他の形態を禁止する。

〔個人的所有権〕

第二二条

① 自己の労働から得た収入及び貯蓄、正当な支配の

権原をもって所有する住宅並びに個人の物質的及び文化的必要を充足させるのに役立つその他の財産及び物品にたいする個人的所有権は保障される。

② 同様に、他人の労働を搾取するために使用されない限り、個人若しくは家族の労働手段・用具にたいする所有権は保障される。

〔政治、社会・大衆団体の所有権〕

第二三条

国家は、政治団体、社会・大衆団体が、その目的の遂行にあてるための財産にたいするこれら諸団体の所有権を認める。

〔相続権〕

第二四条

① 法律は、自己の支配する住宅及び個人の所有するその他の財産にたいする相続権を規定する。

② 小農の土地は、法律が定める例外を除いて、個人的に耕作する相続人によってのみ相続されうる。

③ 協同組合に属する財産については、法律が相続可能な条件を定める。

〔財産の収用〕

第二五条

① 公共の福祉若しくは社会の利益のためにしかるべき補償をもってなされる財産の収用は認められる。

② 法律は、被収用者の利益及び経済的・社会的必要を考慮し

て、収用の手続、収用の有用性及び必要性を確定するための根拠並びに補償の形式について規定する。

〔損害賠償請求権〕

第二六条 国家公務員若しくは服務員の職務活動の遂行に因つて、不当に引き起こされた損害若しくは被害を受けた者は何人も、法律の定める形式により、相当する賠償若しくは補償を請求及び獲得する権利を有する。

〔自然保護〕

第二七条 市民の福祉を確保するために、国家及び社会は自然を保護する。所管の機関及び市民一人ひとりは、水及び大気を清浄に維持し、土壌、植物群及び動物群を保護するように監視しなければならない。

第二章 国籍

〔国籍の取得〕

第二八条 キューバ国籍は、出生若しくは帰化により得られる。

〔出生〕

第二九条 出生によるキューバ市民は次の者である。

- (a) 外国の政府若しくは国際機関の職務に従事している外国人の子供を除いて、キューバ領土において出生した者。
- (b) 公務に従事しているキューバ人の父若しくは母から外国において出生した者。

キューバ共和国憲法（一九七六年）

- (c) キューバ人の父若しくは母から外国において出生した者で、法律の定める手続をおえた者。

- (ch) キューバ共和国生まれで国籍を失った父若しくは母から国土の外で生まれた者で、法律の定める形式に従い、国籍を請求する者。

- (d) キューバ解放闘争において得た特別の功勞により、出生によるキューバ国籍を認められた外国人。

〔帰化〕

第三〇条 帰化によるキューバ市民は次の者である。

- (a) 法律の規定に従い国籍を得た外国人。
- (b) 一九五九年一月一日に打倒された独裁政治にたいする武装闘争に貢献し、このことを法律の定める形式により証明する者。

- (c) 原国籍を恣意的に奪われた者で、国家評議会の明確な議決によりキューバ国籍を取得した者。

〔婚姻・離婚と国籍〕

第三一条 婚姻も婚姻も、夫婦若しくは子供の国籍に影響しない。

〔国籍の喪失〕

- 第三二条 ① 次の者はキューバ国籍を失う。
 - (a) 外国の国籍を取得した者。

(b) 政府の許可なくして、他国の軍事又は固有の権限若しくは管轄を伴う職務の遂行に従事する者。

(c) 外国の領土において、キューバ人民及びその社会主義的・革命的制度に敵対して何らかの方法で共謀若しくは活動する者。

(ch) 母国に居住している帰化によるキューバ人で、三年毎にキューバ国籍を維持する意志を当該領事館に表明しない者
(d) 帰化した者であつて、二重国籍を得た者。

② 法律は、帰化による国籍を喪失すべき犯罪及び不正行為を、裁判所の確定判決によって決定できる。

③ (b)および(c)に記された理由による国籍の喪失の形式的手続は国家評議会の布告により効力を生ずる。

〔国籍の再取得〕

第三三条 キューバ国籍は法律の定める場合及び形式により再取得することができる。

第三章 家族

〔国家による保護〕

第三四条 国家は家族、母性及び婚姻を保護する。

〔婚姻の成立〕

第三五条 ①婚姻は、法律上資格に適合する両性の間で自発的に合意される、共同生活を営むための結合である。それは、

夫婦の権利、義務の絶対的平等に基づいており、夫婦は、共同の努力により、両者の社会活動への参加と両立しうる形態での家庭の維持及び子供の全面的な育成に注意しなければならない。

② 法律は、婚姻の成立、認知及び解消並びにこれらの行為より派生する権利及び義務について定める。

〔子の権利〕

第三六条 ①子は、嫡出子、非嫡出子を問わずすべて平等な権利を有する。

② 親子関係の性質に関するすべての評価は廃止される。

③ 出生届出書及びその他の親子関係に関する文書において、出生に関する区別を示す記載も親の市民的地位に関する記載もいっさいおこなわない。

④ 国家は、しかるべき法的手続により父子関係の決定及び認知を保障する。

〔親子の義務〕

第三七条 ①親は、子を養育する義務及び子の合法的な利益を守り、その正当な志望の実現をたすける義務、同様に子を社会主義社会での生活において有為な準備された市民として教育し、かつ全面的に育成するよう積極的に寄与する義務を負う。

②他方、子は親を尊敬し、助けなければならない。

第四章 教育及び文化

〔国家の教育、文化政策の原則〕

第三八条 ①国家は、教育、文化及び科学がすべての面において、成果をあらわすように、方向づけ、奨励し及び促進する。

②国家の教育、文化政策は次の原則に従う。

- (a) 国家の教育、文化政策を、マルクス・レーニン主義により創出され、発展させられた科学的的世界観に基礎づける。
- (b) 教育は国家の機能である。従って教育施設は国家に属する。教育機能の遂行は、社会全体が参加する仕事を構成しており、並びに科学の結論と成果及び勉学と生活・労働・生産とのより密接な関係に基礎づけられている。
- (c) 新しい世代の共産主義的育成並びに児童、青少年及び成人の社会生活のための訓練を促進する。
- (ch) この原則の実現のため、一般教育と科学、技術若しくは芸術的性格をもつ専門教育は、労働、開発調査、体育、スポーツ並びに政治・社会活動及び軍事訓練への参加と結合される。
- (ch) 教育は無料である。国家は学生にたいして広範な奨学金制度を維持し、教育の普及を達成する目的で、労働者にたいして多様な勉強施設を提供する。

法律は、国民教育システムの統合と構造、同様に勉学の義務の範囲を定め、及び最小限各市民が身につけなければならない基本的な一般的準備教育を確定する。

- (d) 芸術的創造は、その内容が革命に反対するものでないかぎり自由である。芸術における表現形式は自由である。
- (e) 国家は、人民の文化を高めるために、芸術教育、芸術の創造・表現の才能及び芸術の鑑賞力を助長し、発展させる。
- (f) 科学上の創造・研究活動は自由である。国家は研究を奨励し、助長し、かつ社会の利益と人民の福祉にかかわる問題の解決をめざす研究を優先させる。
- (g) 国家は、勤労者が科学活動及び科学の発展に参加できるように配慮する。
- (h) 国家は、市民の全面的発展にたいする教育及び貢献の手段として、体育及びスポーツをすべての面において成果をあらわすように方向づけ、奨励し及び促進する。
- (i) 国家は、国の文化遺産及び芸術的・歴史的財産の保護に留意する。国の記念物並びに景勝地として若しくは芸術的・歴史的価値により知られた場所を保護する。
- (i) 国家は、市民が国内の社会・大衆団体を通じて、国家の教育・文化政策の実現に参加することを促進する。

〔児童及び青少年の育成〕

第三九条 ①児童及び青少年の共産主義精神における教育は、

社会全体の義務である。

②児童と青少年は、国家及び社会の特別の保護を享受する。

③家族、学校、国家機関及び社会・大衆団体は、児童及び青少年の完全な育成に特別の注意を払わなければならない。

第五章 平等

〔平等の権利及び義務〕

第四〇条 すべての市民は平等の権利を有し、かつ平等の義務を負う。

〔差別の禁止〕

第四一条 ①人種、皮膚の色、性別及び民族的出身による差別は法律により禁止され、処罰される。

②国家施設は、最も早期から各人を人間の平等の原則で教育する。

〔市民の権利〕

第四二条 国家は、革命により獲得された次の権利を、市民が、人種、皮膚の色、民族的出身にかかわらず有することを尊重する。

―功績と能力に従い、国家の、行政の及びサービスの創出と提供のすべての職業及び職務につくこと。

―功績と能力に従い、革命軍及び国内保安隊のすべての階級に昇進すること。

―同一労働により同一賃金を受けること。

―すべての人のために同一であるところの、初等教育から大学までの国のすべての教育施設における教育を享受すること。

―すべての医療施設において診療を受けること。

―あらゆる都市地区、市街区に居住し、あらゆるホテルに宿泊すること。

―すべてのレストラン、その他の公共サービス施設においてサービスを受けること。

―差別なしに、海上・鉄道・航空・自動車輸送機関を利用すること。

―同一の保養地、海岸、公園、社交クラブ並びにその他の文化、スポーツ、レクリエーション、及び休息のセンターを利用すること。

〔女性の権利〕

第四三条 ①女性は、経済、政治、社会及び家族において男性と等しい権利を有する。

②右の権利の行使とりわけ女性が社会的労働に参加することを保障するために、国家は、女性にその体質に適した職業を

提供することに留意し、出産前後に有給休暇を与え、保育所、半寄宿学校、寄宿学校のような施設を組織し、並びに平等の原則を実現するためのすべての条件の創出に努める。

第六章 基本的権利、義務及び保障

〔労働の権利及び義務〕

第四四条 ①社会主義社会における労働は、各市民にとり権利であり、義務であり、かつ榮譽の源泉である。

②労働はその質と量に応じて支払われる。労働の提供に際して、経済及び社会の要請、労働者の選択並びに労働者の能力及び資格が考慮に入れられる。これらのことは社会主義経済制度が保障している。この制度は恐慌のない経済的、社会的発展を保障し、このことにより失業を除去してしまい、「死の季節」と呼ばれる季節的失業をも、永久にとり除いてしまった。

③工業、農業、技術、芸術及びサービス活動において、全社会の利益のためにおこなわれる無報酬の自発的労働は、わが国人民の共産主義的自覚を形成するものと認められる。

④それぞれの勤労者は、職業において各自に課せられた職務を忠実に遂行する義務がある。

〔労働条件の基準〕

第四五条 ①労働するすべての者は、八時間労働制により保障

された休息並びに週休及び年次有給休暇の権利を有する。
②国家は休暇のための施設及び計画の発展を助長する。

〔社会保障〕

第四六条 ①社会保障制度により、国家は老齢、廃疾、病弱などにより労働できないすべての労働者に適当な保護を保障する。

②勤労者が死亡した場合、家族に同様の保護を保障する。

〔社会扶助〕

第四七条 国家は、社会扶助をつうじて、資産も援助もない老人、労働能力がなく援助する親族もないすべての人を保護する。

〔労働災害補償〕

第四八条 ①国家は、労働災害、職業病の防止に適当な措置を講ずることにより、労働上の保護、安全及び衛生をうける権利を保障する。

②労働災害をうけた者若しくは職業病にかかった者は、医療をうける権利、一時的若しくは永久に労働無能力になった場合には扶助料若しくは年金をうける権利を有する。

〔健康保護の権利〕

第四九条 何人も、看護をうけ、健康を保護される権利を有する。国家はこの権利を以下の手段により保障する。

―農村医療施設網、総合病院・病院・保健所網及び専門治療施設網を通じての無料の治療・看護の提供。

―無料の口腔医学的治療の提供。

―衛生普及・保健教育計画、定期検診、全住民にたいする予防接種およびその他の病氣予防の措置の発展。すべての住民は、この計画と活動に社会・大衆団体を通じて協力する。

〔教育を受ける権利〕

第五〇条 ①何人も、教育を受ける権利を有する。この権利は、すべての種類及び段階の教育における広範かつ無料の学校・半寮制学校・全寮制学校及び給与奨学金制度並びに教材の無償により保障される。このことは、すべての児童と青少年に、家族の経済状態にかかわらず、能力、社会の要請及び経済・社会発展の必要に従い勉強する機会を与える。

②成人は男女を問わず、無料という同様の条件の下にかつ法律の定める特別の便宜を付与されて、成人教育、技術・職業訓練、国家の企業・機関における職業訓練及び勤労者のための高等教育課程を通じて、この権利が保障される。

〔体育、スポーツ、レクリエーションの権利〕

第五一条 ①何人も、体育、スポーツ及びレクリエーションの権利を有する。

②この権利の享受は、国民教育システムのカリキュラムに体育、スポーツの教育と実技を含めることにより、並びにスポーツとレクリエーションの大衆的な実施を容易にする広範な指導と人民の利用に供せられる手段により保障される。

〔言論、出版の自由〕

第五二条 ①市民は、社会主義社会の目的に従い言論、出版の自由を認められる。その行使の物質的条件は、印刷、ラジオ、テレビ、映画及びその他のマスメディアが国家若しくは社会的所有であり、いかなる場合でも私的所有の対象とならないという事実により与えられており、このことは、その行使が勤労人民及び社会の利益に専ら役立つことを保障している。

②法律は、これらの自由の行使について規定する。

〔集会、示威運動、結社の権利〕

第五三条 集会、示威運動及び結社の権利は、肉体的・精神的勤労者、農民、学生及びその他の部門の勤労人民によって行使される。この目的のために必要な手段は準備される。社会・大衆団体は、前述の活動を展開するためのすべての便宜を有する。その構成員は、無制限の発議および批判の権利にもとづいて、最も広範な言論、意見の自由を有する。

〔良心・宗教の自由〕

第五四条 ①科学的・唯物論的世界観にもとづき、その活動を

基礎づけ、人民を教育する社会主義国家は、良心の自由、各人が任意の宗教上の信念を告白する権利及びその選択する礼拝を、法律を尊重するという枠の中でおこなう権利を認め、かつ保障する。

② 法律は宗教団体の活動について定める。

③ 信仰若しくは宗教上の信念を、革命、労働する義務、武器をもって祖国を防衛する義務、国章に表敬する義務及び憲法の定めるその他の義務の教育若しくは遂行に敵対せしめることは、不法であり、処罰される。

〔住居の不可侵〕

第五五条 住居は不可侵である。何人も法律が定める場合を除いて、居住者の意思に反して、他人の住居に侵入することはできない。

〔通信の秘密〕

第五六条 ① 通信は不可侵である。法律が定める場合にのみ押収、開封及び検閲できる。検閲を必要ならしめた事由に関係のない事柄の秘密は保護される。

② 同一の原則は、ケーブル・電信・電話による通信についても遵守される。

〔人身の自由〕

第五七条 ① 人身の自由及び不可侵は、国内に居住するすべて

の者に保障される。

② 何人も、法律の定める場合、形式及び保障なしに逮捕されない。

③ 被逮捕者若しくは囚人は、人身の尊厳を侵されることはない。

〔法定手続の保障、弁護権、拷問及び強制の禁止〕

第五八条 ① 何人も、権限を有する裁判所により犯罪以前の法律にもとづき、及び法律が定める手続と保障によらずしては、起訴されることもなく、また有罪の判決をうけることもない。

② すべての被告人は、弁護権を有する。

③ いかなる種類の暴力・強制も供述を強いるために行使されてはならない。

④ 前項の規定に反して得られたすべての供述は、無効であり、これに責任ある者は、法律の定める処罰を受ける。

〔財産の没収〕

第五九条 財産の没収は、法律の定める場合及び手続による、権限を有する機関による処罰としてのみ適用される。

〔遡及処罰の禁止〕

第六〇条 刑事法は、被告人若しくは処罰される者に有利な場合に遡及効を有する。その他の法律は、社会の利益若しくは

公共の便益という理由による以外には、遡及効を有しない。

〔自由の行使と社会主義国家の目的〕

第六一条 市民に認められたいかなる自由も、憲法及び法律の定めるところに反して、社会主義国家の存在と目的に反して、若しくは社会主義及び共産主義を建設しようとするキューバ人民の決意に反して行使されてはならない。この原則への違背は、処罰される。

〔請願権〕

第六二条 すべての市民は、権限を有する機関に苦情を申し立て、及び請願をなし、適当な期間内に、法律に従い、適切な配慮若しくは回答を受ける権利を有する。

〔公民的及び社会的義務の遂行〕

第六三条 公共的及び社会的財産を保護すること、労働規律を遵守すること、他人の権利を尊重すること、社会主義的共同生活の規範を遵守すること並びに公民的及び社会的義務を遂行することは、各人の義務である。

〔兵役の義務〕

第六四条 ①社会主義的祖国の防衛は、各キューバ人の最も偉大な名誉であり、かつ至高な義務である。

②法律は、キューバ人の服すべき兵役について定める。

③祖国への反逆は、最も重大な犯罪であり、これを犯した者

は、最も嚴重な処罰に服する。

〔憲法及び法律の遵守〕

第六五条 憲法及び法律の厳格な遂行は、すべての人にとって、無条件の義務である。

第七章 国家機関の組織及び機能の原則

〔組織原則〕

第六六条 国家機関は、社会主義的民主主義、権力の統一及び民主主義的中央集権制に基づいて、その活動を組織し、機能し、発展させる。それらは次の形式に表わされる。

(a) すべての国家権力機関、国家行政機関及び裁判所〔の構成員〕は定期的に選出され、解任される。

(b) 人民大衆は、国家機関、代議員、代表者及び公務員の活動を統制する。

(c) 被選出者は、選挙民にその活動を報告する義務を有し、選挙民は、彼らに信頼をおけない場合、彼らを解任する権利を有する。

(ch) それぞれの国家機関は、地方の資源と可能性を利用するため、及び社会・大衆団体を国家活動に参加させるために、その権限の範囲内で、主導性を広範に発揮する。

(d) 上級国家機関の決定は下級国家機関を拘束する。

(e) 下級国家機関は、上級国家機関にたいして責任を負い、

その活動を報告する。

(f) 地方の執行・行政機関の活動においては二重の従属のシステムが支配する。すなわち、同級の人民権力機関への服従及びその地方機関が業務とする行政を統轄する上級機関への服従である。

(g) 自由な討議、批判と自己判断の実行及び少数の多数への服従は、すべての合議制の国家機関を支配する。

第八章 人民権力の最高機関

〔人民権力国民議会〕

第六七条 人民権力国民議^{イナシネ}会は、国家権力の最高機関である。それは、すべての勤労人民の主権的意思を表現する。

〔立法権〕

第六八条 人民権力国民議会は、共和国における憲法制定権及び立法権を有する唯一の機関である。

〔選出〕

第六九条 人民権力国民議会は、法律の定める形式及び割合により、人民権力市議^{シテシペン}会により選出された代議員により構成される。

〔任期〕

第七〇条 ①人民権力国民議会は、五年の任期で選出される。

②前項の任期は、戦争の場合、若しくはその他の例外的事情

により選挙の正常な実施が防げられることにより、しかもそのような事情が存続する期間、議会それ自体の議決^{アズメル}によってのみ延長することができる。

〔召集〕

第七一条 ①人民権力国民議会のすべての代議員が選出されて三〇日後に、議会は、最年長代議員の主宰の下に及び書記としての最年少の二名の代議員を補佐として、固有の権利により召集される。

②この会期において、代議員選出の効力が確認され、代議員は宣誓をなし、及び人民権力国民議会の議長、副議長、書記を選出する。彼らは、直ちにその職につく。

③つぎに、議会は、国家評議会の選出をおこなう。

〔国家評議会の選出と義務〕

第七二条 ①人民権力国民議会は、代議員の中から、議長一名、第一副議長一名、副議長五名、書記一名及びその他構成員二三名により構成される国家評議会を選出する。

②国家評議会の議長は、国家の元首であり、かつ政府の首席である。

③国家評議会は、人民権力国民議会にたいして責任を負い、そのすべての活動を報告する。

〔人民権力国民議会の権限〕

第七三条 人民権力国民議会の権限は次のとおりである。

- (a) 第一四一条の定めに従い、憲法改正を議決する。
- (b) 法律を採択、修正若しくは廃止し、及び上程された立法の性質を考慮し、必要な場合には、事前に人民の討議に付する。
- (c) 法律、評議會令、命令及びその他一般的規定の合憲性について決定する。
- (ch) 国家評議會により発せられた評議會会令の全部若しくは一部を無効とする。
- (d) 国家の経済・社会发展計画を審議し、承認する。
- (e) 国家予算を審議し、承認する。
- (f) 国民経済の計画・管理制度の原則を承認する。
- (g) 貨幣、金融制度について議決する。
- (h) 対外及び国内政策の一般路線を承認する。
- (i) 軍事的侵略を受けた場合、戦争状態を宣言し、及び平和条約を承認する。
- (j) 第一〇〇条の定めに従い、国の政治・行政区画を制定及び修正する。
- (k) 国民議会の議長、副議長及び書記を選出する。
- (l) 国家評議會の議長、第一副議長、副議長、書記及びその他の構成員を選出する。
- (ll) 国家評議會議長の提案により、閣僚會議の第一副議長、副議長及びその他の構成員を任命する。
- (m) 最高人民裁判所の長官、副長官及びその他の裁判官を選出する。
- (n) 共和国の検事総長及び次長検事を選出する。
- (ñ) 常任委員会及び臨時委員会を指名する。
- (o) 委員会により選出若しくは任命された委員の選出若しくは任命を取消す。
- (p) 国家機関及び政府機関にたいして最高監督を実施する。
- (q) 国家評議會、閣僚會議、最高人民裁判所、共和国最高檢察庁及び人民権力州議會が提出した報告について、その内容を知り、評価し、適切な決定をする。
- (r) 憲法若しくは法律に反する国家評議會の評議會会令及び閣僚會議の命令若しくは処分を取消す。
- (s) 憲法、法律、評議會令、命令及び上級機関が発したその他の規定を侵害する、又は他の地域の利益若しくは国全体の利益をそこなう人民権力の地方機関の条例若しくは処分を取消し若しくは修正する。
- (t) 大赦を認可する。
- (u) 憲法に定められた場合及び国民議会在適當であると認めた場合、国民投票の実施を命ずる。

(v) 議会議決を決定する。

(w) この憲法が与えるその他の権限。

〔表決〕

第七四条 憲法改正に関するものを除いて、国民議会の法律及び議決は、単純多数によって採択される。

〔法律の発効と公示〕

第七五条 ①人民権力国民議会により承認された法律は、それぞれの法律の定める日に効力を生ずる。

②法律、評議會令、命令及び決議、規則並びに国家の全国的機関のその他の一般的规定は、共和国公報に公示される。

〔通常会期と臨時会期〕

第七六条 人民権力国民議会は、一年に二回の通常会期を開催し、代議員の三分の一の要求がある場合若しくは国家評議會が召集する場合、臨時会期を開催する。

〔定足数〕

第七七条 人民権力国民議会が会期を実施するためには、全代議員の過半数の出席を必要とする。

〔会議の公開〕

第七八条 人民権力国民議会の会期は、国家の利益を理由として非公開を議決した場合を除いて、公開される。

〔人民権力国民議会議長の権限〕

キユーバ共和国憲法（一九七六年）

第七九条 人民権力国民議会の議長の権限は次のとおりである。

(a) 国民議会の会期を主宰し、議会議決の適用を監督する。

(b) 国民議会の通常会期を召集する。

(c) 国民議会の会期の議事日程案を提出する。

(ch) 国民議会が採択された法律及び議決に署名し、共和国公報に公示することを命じる。

(d) 国民議会の国際関係を組織する。

(e) 国民議会が創設した常任委員会及び臨時委員会の活動を指導し、組織する。

(f) 国家評議会の会議に出席する。

(g) この憲法若しくは人民権力国民議会が付与したその他の権限。

〔代議員の地位〕

第八〇条 ①代議員の地位は、個人的特権若しくは経済的利益を伴わない。

②それゆえ人民権力国民議会の代議員は、彼らの活動と責任及び日常の仕事とを結合する。

③代議員としての活動に必要な程度において、無給の休暇を与えられ、彼の給与にもとづく手当及び任務遂行に当って費やされた付随の経費に相当する手当を受けとる。

〔議員の不逮捕特権〕

第八一条 人民権力国民議会のいかなる代議員も、現行犯の場合を除いて、国民議会、若しくはその休会中においては国家評議会の許可なしに、逮捕若しくは起訴されることはない。

〔代議員の義務〕

第八二条 ①人民権力国民議会の代議員は、人民の利益のために活動し、選挙民との接触を保ち、彼らの苦情、提案及び批判を聞き、国家の政策を説明し、定期的に自己の職務の遂行について報告する義務を有する。

②同様に、代議員は、国民議会が要求する時、国民議会に彼の活動について報告しなければならない。

〔代議員の解任〕

第八三条 人民権力国民議会の代議員は、法律が定める形式と手続により、いつでも選挙民により解任されうる。

〔代議員の権利〕

第八四条 人民権力国民議会の代議員は、国家評議会、閣僚会議若しくはそれぞれの構成員にたいして質問をし、会期中若しくは次の会期に回答を受ける権利を有する。

〔代議員への協力〕

第八五条 すべての国家機関及び国营企業は、代議員に、彼らの義務の遂行上必要な協力をしなければならない。

〔法律の発議権〕

第八六条 法律の発議権は次のものにある。

- (a) 人民権力国民議会の代議員。
- (b) 国家評議会。
- (c) 閣僚会議。
- (ch) 人民権力国民議会の委員会。
- (d) キューバ勤労者センター全国委員会及びその他の社会・大衆団体の全国指導部。
- (e) 最高人民裁判所——司法に関する事項——。
- (f) 共和国最高検察庁——その権限に係る事項——。
- (g) 市民。この場合選挙資格を有する最低一万人が発議をすることが必要である。

〔国家評議会〕

第八七条 ①国家評議会は、人民権力国民議会の機関であり会期と会期の間、国民議会を代行し、その議決を実施し、憲法が付与したその他の権限を遂行する。

②台議的性格を有し、国家的及び国際的課題との係りにおいて、キューバ国家の最高の代表機関であることを示す。

〔国家評議会の権限〕

第八八条 国家評議会の権限は次のとおりである。

- (a) 人民権力国民議会の臨時会期の実施を命ずる。

- (b) 人民権力国民議会の定期的な更新のための選挙日程を議決する。
- (c) 人民権力国民議会の会期と会期の間、評議会令を発する。
- (ch) 現行法にたいして、必要な場合、一般的かつ有権的解釈をおこなう。
- (d) 立法の発議権を行使する。
- (e) 人民権力国民議会が議決した国民投票実施のため、適切な措置をとる。
- (f) 国民議会が閉会中であって、必要な程度において安全かつ緊急に召集できない場合、国防上必要とする時総動員令を発布し、及び憲法が人民権力国民議会に付与した権限ではあるが、侵略の場合宣戦を布告し若しくは平和条約に調印する権限を果す。
- (g) 人民権力国民議会の会期と会期の間、議長が発議により閣僚会議の構成員の交替を行う。
- (h) 最高人民裁判所の司法行政評議会を通じて、各裁判所に一般的な指示を与える。
- (i) 共和国最高検察庁に指示を与える。
- (j) 議長の発議により、在在外代表を任命及び更迭する。
- (k) 勳章及び称号を授与する。
- (l) 委員会〔の委員〕を指名する。

キューバ共和国憲法（一九七六年）

- (II) 恩赦を認可する。
- (m) 国際条約を締結若しくは破棄する。
- (n) 外国の外交代表への認可を授与若しくは拒否する。
- (ñ) 憲法若しくは法律に適合しない、又は地方の利益若しくは国家の一般的利益を損なう閣僚会議の決定並びに人民権力地方議会の条例及び処分を停止させる。これについて人民権力国民議会の次の会期に報告する。
- (o) 憲法、法律、評議会令、命令及び上級機関の発布するその他の規定と矛盾する、又はその他の地方の利益若しくは国家の一般的利益を損なう人民権力地方機関執行委員会の条例及び処分を取消す。
- (p) 規則を承認する。
- (q) 憲法及び法律が付与した、若しくは人民権力国民議会が委託したその他の権限。

〔表決〕

第八九条 国家評議会のすべての決定は、構成員の単純多数決の賛成投票により採択される。

〔任期〕

第九〇条 人民権力国民議会が国家評議会に与えた任期は、定期改選により新しい国民議会が構成された時に終了する。

〔国家評議会議長兼政府首席の権限〕

第九一条 国家評議会議長兼政府の首席の権限は次のとおりである。

- (a) 国家及び政府を代表し、全般的政策を指導する。
- (b) 国家評議会及び閣僚会議の活動を組織、指導し、それらの会期を召集、主宰する。
- (c) 各省及びその他の中央行政機関の活動の遂行を統轄、監督する。

(ch) 各省若しくは中央行政機関を指揮する。

(d) 人民権力国民議会により選出された際には、国民議会に閣僚会議名簿を提出する。

(e) 閣僚会議の構成員の辞任を受諾し、次期の人民権力国民議会若しくは国家評議会にその交替及びしかるべき後任を提案する。

(f) 外国の外交使節の代表の信任状を受理する。この機能は、国家評議会副議長に委任できる。

(g) 革命軍の最高指揮権を行使する。

(h) 国家評議会の評議会令及びその他の議決に署名し、共和国公報に公示を命じる。

(i) 憲法若しくは国民議会が付与したその他の権限。

〔議長の代理〕

第九二条 国家評議会議長の不在、病氣若しくは死亡の場合、

第一副議長がその機能を引き受ける。

〔閣僚会議〕

第九三条 ①閣僚会議は、最高執行・行政機関であり、共和国の政府を構成する。

②閣僚会議を構成する各省並びに中央機関の数、名称及び機能は法律によって定められる。

〔閣僚会議の構成員〕

第九四条 閣僚会議は、国家及び政府の首席である首相、第一副首相、副首相（複数）、中央計画委員長、閣僚、書記並びに法律の定めるその他の構成員により構成される。

〔執行委員会〕

第九五条 ①首相、第一副首相及び副首相は、執行委員会を構成する。

②執行委員会の構成員は、各省及び中央機関の活動を、各部門を通じて統制、調整する。

③緊急の必要がある場合、執行委員会は、閣僚会議の処理すべき事項について決定することができる。

〔閣僚会議の権限〕

第九六条 閣僚会議の権限は、次のとおりである。

(a) 人民権力国民議会が議決した政治、経済、文化、科学、社会及び防衛上の活動の遂行を組織し、指導する。

- (b) 国家の経済・社会発展の全般的計画案を提出し、人民権力国民議會により承認された場合、その遂行を組織し、指導し、統制する。
- (c) 共和国の对外政策及び外国政府との關係を指導する。
- (ch) 國際条約を承認し、国家評議會の批准に委ねる。
- (d) 貿易を指導し、統制する。
- (e) 国家予算案を作成し、人民権力国民議會が議決した場合、その実行を監視する。
- (f) 貨幣・信用制度を強化するための措置をとる。
- (g) 法律案を作成し、人民権力国民議會若しくは国家評議會の審議に委ねる。
- (h) 国防、国内の秩序と安全の維持、市民の権利の保護及び自然災害時の生命と財産の保護に備える。
- (i) 各省及びその他の中央行政機關の活動を統一、調整、監察することにより、国家の行政を指導する。
- (j) 人民権力国民議會の法律及び議決並びに国家評議會の評議會令及び処分を執行し、必要な場合、適当な規則を発する。
- (k) 現行法にもとづく並びにこれを実施するための命令及び処分をなし、その実施を点検する。
- (l) 政治的亡命〔による入国〕を認める。

キューバ共和国憲法（一九七六年）

- (II) 革命軍の全般的な編成を決定する。
 - (m) 各省及び所轄の中央機關を通じて、人民権力地方機關の行政活動の方法上及び技術上の指導、監督をおこなう。
 - (n) 実行の義務づけられている上位規範に違反する場合、各省、中央行政機關長の処分及び人民権力地方機關の行政指示を取消し、無効とする。
 - (ñ) 現行の法律若しくは規定に違反する、又は他の地域共同体若しくは国家全体の利益を損なう人民権力地方機關の議決及び処分の取消しを人民権力国民議會に、及びその停止を国家評議會に提議する。
 - (o) 与えられた職務遂行を容易ならしめるため必要と認められる委員会を創設する。
 - (p) 法律が付与した権限に従い、公務員を任命、解任する。
 - (q) 人民権力国民議會若しくは国家評議會が委ねたその他の任務を実現する。
- 〔閣僚會議の義務〕
- 第九七条 閣僚會議は、人民権力国民議會に責任を負い、すべての活動につき定期的に報告をおこなう。
- 〔閣僚會議の構成員の権限〕
- 第九八条 閣僚會議の構成員の権限は、次のとおりである。
- (a) 各閣僚の管掌する省若しくは機關の職務、業務を指導

し、その目的のために必要な決議及び処分を発する。

- (b) 各閣僚に關係する法律及び評議會令の実施及び適用のため必要とされる規則を、それが他の国家機関の明確な権限でない場合に発する。

- (c) 閣僚會議に、発言権及び投票権をもって出席し、法律、評議會令、命令、決議、議決の草案若しくは適當と認められるその他すべての提案を提出する。

- (ch) 法律に従い、各閣僚の管掌する機関の公務員を指名する。

- (d) 憲法及び法律が付与したその他すべての権限。

〔キューバ勤労者センター書記長の権利〕

第九九条 キューバ勤労者センターの書記長は、閣僚會議及びその執行委員會の會議に参加する権利を有する。

第九章 人民権力の地方機関

〔政治・行政区画〕

第一〇〇条 ①国土は、政治・行政の目的のために、州及び市に区分される。数、境界及び名称は、法律が定める。

②法律は、さらにその他の区分についても定めることができる。

〔人民権力の地方議會〕

第一〇一条 法律により、国土が区分されたところの政治・行

政区画に設けられた人民権力の代表議會は、国家権力の最高地方機関である。

〔人民権力地方議會の活動〕

第一〇二条 ①人民権力地方議會は、各区画における国家的任務遂行のための最高の権限が与えられる。その目的を遂行するために、所轄の事項において統治をし、並びに設置された機関を通じて、直属の経済、生産及びサービス団体を指導し、それぞれの管轄のおよぶ区域の集団の医療、経済、文化、教育及びレクリエーションの必要を充足されるために要求される活動をおこなう。

②さらに管轄区域に設立され、かつ地方議會に属さない單位ウニダデスの活動の展開及び計画の遂行を援助する。

〔人民権力地方議會と大衆〕

第一〇三条 人民権力地方議會は、その諸機能を遂行するために、住民の創意及び広範な参加に支持され、社会・大衆団体と緊密に協力して活動する。

〔人民権力地方議會と中央計画〕

第一〇四条 人民権力地方議會は、それに属する範囲においてかつ法律に従って国家が採択する中央経済・社会発展計画の作成、実施及び監督に参加する。

〔人民権力州議會、市議會の権限〕

第一〇五条 人民権力州議會及び市議會は、その権限の範囲内において、

- (a) 国家の上級機関より発せられた一般的性質の法律及び処分を執行する。
- (b) 条例を採択し、処分をおこなう。
- (c) 従属する機関の議決及び処分が、憲法、法律、評議會令、命令、規則若しくは国家権力の上級機関が発する決議を侵害する場合、又はその他の共同体の利益若しくは国の全体的利益を損なう場合、それらを取り消し、停止し若しくは修正する。
- (ch) 法律に従い、執行委員会を選出し、その組織、任務及び業務を決定する。
- (d) 各執行委員会の構成員の委任を取消す。
- (e) 経済・社会活動の各部門に対応する行政部局の組織、任務及び業務を決定する。
- (f) 行政部局長を任命、更迭、罷免する。
- (g) 労働委員会を設立、解散する。
- (h) 法律の規定に従い、各管轄区内の人民裁判所の裁判官を選任、解任する。
- (i) 執行委員会、司法機関及び直属の議會の提出した報告書を調査、評価をし、それに関する適切な決定をする。

キューバ共和国憲法（一九七六年）

- (i) 市民の権利及び社会主義の財産を保護する。
- (k) 社会主義的適法性の強化、国内秩序の維持及び国防能力の増強に努める。

- (l) 憲法及び法律が付与するその他の権限を行使する。

〔召集〕

第一〇六条 ①人民権力市議會の代議員の選挙後の第二日曜日、代議員選挙の効力を確認するため、最年長代議員の主宰の下に固有の権利により、市議會が召集される。効力が確認されたならば、執行委員会及び州議會への代議員を選出する。この会期において、二名の最年少代議員が書記として活動する。

- ②その他の地方議會も、法律の定める同様の形式及び時期に組織される。

〔議事の公開の原則と秘密会〕

第一〇七条 人民権力地方議會の通常会期及び臨時会期は、人民に公開で実施される。国家機密及び個人の名誉に関する事柄をとり扱う場合にのみ、議會は非公開を承認することができ。

〔定足数、表決〕

第一〇八条 人民権力地方議會が効力を有するためには、代議員総数の過半数の出席が必要である。議決は、単純多数決の

投票により採択される。

〔行政部局〕

第一〇九条 行政部局は、議会、執行委員会及び相当する行政部門の上級機関に従属する。

〔労働委員会〕

第一一〇条 ①生産及びサービス部門若しくは活動分野に従って組織される常設の労働委員会は、議会及び執行委員会を、そのそれぞれの活動並びに行政部局及び地方企業を統制することによって援助する。

②臨時委員会は、指定された期間、与えられた特別の業務を遂行する。

〔代議員の任期〕

第一一二条 ①議会は、代議員の任期である二年半毎に、定期的に改選される。

②この期間は、第七〇条の規定による場合、人民権力国民議会の決定により延長することができる。

〔代議員の解任〕

第一一二条 代議員は、法律の定める手続により、いつでも権限を行使しうる選挙民によってのみ任期満了前に解職される。法律は、同様に、代議員がその任務を果たすことができなくなつた時、代議員を更迭するための場合及び手続を定

める。

〔代議員の義務〕

第一一三条 代議員は、選挙民が与えた委任を、地域全体の利益のために遂行し、次のことをしなければならない。

- (a) 選挙民の意見、要求、困難を議会に伝える。
- (b) 議会がおこなう政策、住民が提起した要求の解決にとられた措置若しくはそれらの解決のための困難について報告する。
- (c) 自己の活動につき、選挙民及び属する議会に、定期的に報告する。

〔執行委員会〕

第一一四条 ①執行委員会は、憲法及び法律が与えた任務並びに議会が委任した業務を遂行するため、人民権力州議会及び市議会により選出される合議体である。

②執行委員会は、法律の定める構成員により組織される。執行委員会は、議会の承認を経て、議長、副議長及び書記を選出する。彼らは、議会においても同一の地位を占める。

〔執行委員会の選出〕

第一一五条 ①人民権力市議会及び州議会の執行委員会の構成員の選挙に当っては、同級の議会の代議員より選出する。

②すべての場合、選挙は、法律の定める形式により推薦され

た候補者のためにおこなわれる。

③市の執行委員会の議長は、固有の権利として、上級の人民権力州議会に選出される。

〔執行委員会の権限〕

第一一六条 執行委員会の権限は次のとおりである。

- (a) 議会の通常及び臨時会期を召集する。
- (b) 議会が採択した議決を公布、施行する。
- (c) 下級の人民権力地方議会が発する処分が、憲法、法律若しくは国家権力の上級機関が発する他の処分を侵害する場合、又は他の共同体の利益若しくは国の全体的利益を損なう場合、その実施を停止する。
- (ch) 前項と同一の場合、属する議会が閉会期間中においては、下級の人民権力地方議会の執行委員会の処分、議決及び決議を取消す。
- (d) 下級の執行委員会が提出した報告について調査、評価をし、適切な決定をする。
- (e) 行政部局及び地方企業を指導、統制する。
- (f) 行政部局及び地方企業の公務員を任命、更迭する。
- (g) 当該議会の管轄区域に設立され、かつ議会に属さない団体の活動の展開及び計画の遂行を援助するため適切な措置をとる。

キューバ共和国憲法（一九七六年）

- (h) 行政部局長及び地方企業長を、暫定的に停職、交代させ、議会がその決定を追認若しくは変更できるように報告をする。

〔執行委員会による議会の権限の代行〕

第一一七条 ①議会の閉会期間中、執行委員会は、第一〇五条

- (a)、(b)、(g)、(i)及び(k)項に定められた機能をおこなう。
- ②前項の権限行使において、執行委員会が採択した一般的な議決及び処分は、次の会期に、追認、変更若しくは無効とされなければならない。

〔執行委員会の義務〕

第一一八条 執行委員会は、当該議会及び上級の執行委員会に、定期的に活動を報告する。

〔執行委員会の任期〕

第一一九条 執行委員会の任期は、新しい人民権力州議会及び市議会が構成された時に終了する。

〔執行委員会議長の権限〕

- 第一二〇条 ①執行委員会議長の権限は、次のとおりである。
 - (a) 議会の会期を召集し、主宰する。
 - (b) 議会の規則の運用を監督する。
 - (c) 執行委員会の会議を召集し、主宰する。
- (ch) 執行委員会の活動を組織する。

②執行委員会議長は、権限のいくつかを、副議長に委任できる。

第二〇章 裁判所及び検察庁

〔司法の機能〕

第二二一条 ①司法の機能は、人民から発しており、人民の名において、最高人民裁判所及び法律が設立するその他の裁判所により行使される。

②各級裁判所の管轄及び権限は、国の政治・行政区画及び司法機能の要求と合致する。

③法律は、裁判所の組織、権限及び権限行使の形態、裁判官となるための要件、裁判官の選出形式、任期並びに罷免手続を定める。

〔裁判所の組織〕

第二二二条 裁判所は、他の国家機関から機能的に独立し、人民権力国民議会及び国家評議会にのみ従属する国家機関体系を構成する。

〔裁判所の活動の目的〕

第二二三条 裁判所の活動の主な目的は、次のとおりである。

- (a) 社会主義的適法性を維持、強化する。
- (b) 憲法の定める経済、社会及び政治体制を擁護する。
- (c) 社会主義の財産、市民の個人的財産及び憲法の認めるそ

の他の財産を保護する。

(ch) 国家機関並びに経済団体、社会・大衆団体の合法的権利及び利益を保護する。

(d) 市民の生命、自由、尊厳、名誉、財産、家族関係並びにその他の合法的権利及び利益を保護する。

(e) 法の侵犯及び反社会的行為を防止し、その違反者を抑圧、再教育し、違反に対処することが必要な時、法の規範力を再構成する。

(f) 法律の厳格な遵守の必要についての社会の法意識を高め、祖国、社会主義の大義及び社会主義の共同生活の規範にたいする忠誠義務を、市民が自覚的、自発的に遵守するよう教育するために判決に適切な注釈を加える。

〔最高人民裁判所と司法行政評議会〕

第二二四条 ①最高人民裁判所は最高の司法権を行使し、その判決は確定的なものである。

②その司法行政評議会を通じて、法律の発議権及び規則を発し、すべての人民裁判所が遂行すべき決定を下し、規範を発する。又、すべての人民裁判所の経験に基づき、法律の解釈、適用における統一的司法慣例を確立するため、拘束的訓令を与える。

〔裁判官の法律への服従〕

第二二五条 裁判官は、司法権行使において独立であり、法律にのみ服従する。

〔判決及び決議の履行〕

第二二六条 権限の範囲内で発せられた裁判所の判決及び決議は、国家機関、経済・社会団体並びにそれにより直接影響のある市民、及び直接利害は有しないが関与しなければならぬ市民により、絶對的に履行される。

〔合議制、職業裁判官と素人裁判官〕

第二二七条 ①すべての裁判所は、合議制により機能する。

②司法活動に、職業裁判官と素人裁判官は、平等の義務及び權利をもつて参加する。

③素人裁判官に委任された司法上の機能の遂行は、その社会的重要性により、優先權をもたなければならない。

〔裁判所の義務〕

第二二八条 裁判所は、彼らを選出した議會に、少なくとも年に一回報告をする。

〔裁判官の解任〕

第二二九条 裁判官解任の権限は、彼らを選出した機関にある。

〔共和国最高檢察庁の目的〕

第二三〇条 ①共和国最高檢察庁は、基本的な目的として、国

家機関、経済・社会団体及び市民による法律及びその他の法的規定の厳格な遂行を監視することにより、社会主義的適法性を統制する。

②法律は、検事総長が前項の目的のために行使する権限の形式、範囲及び期間を定める。

〔檢察機關の組織〕

第二三一条 ①共和国最高檢察庁は、人民權力國民議會及び國家評議會にのみ従属する機構を組織する。

②共和国検事総長は、國家評議會の直接の指示を受ける。

③共和国検事総長は、全国にある檢察庁の活動を指導、規制する。

④共和国検事総長は、最高人民裁判所の司法行政評議會の構成員である。

⑤檢察機關は、全国に垂直に組織され、共和国最高檢察庁にのみ従属し、すべての地方機関から独立である。

〔共和国検事総長及び次長検事の選出、解任〕

第二三二条 共和国検事総長及び次長検事は人民權力國民議會により選出、解任される。法律は、任期を定める。

〔共和国検事総長の義務〕

第二三三条 共和国検事総長は、少なくとも年に一回、人民權力國民議會に活動を報告する。

第二章 選挙制度

〔自由、平等、秘密による投票〕

第一三四条 すべての選挙及び国民投票において、投票は自由、平等及び秘密である。選挙民は、一票の投票権を有する。

〔選挙権〕

第一三五条 一六才以上のすべてのキューバ人の男女は、次の者を除いて、選挙権を有する。

- (a) 精神的無能力者で、裁判所により事前に宣告された者。
- (b) 犯罪に因り、選挙権を剝奪された者。

〔被選挙権〕

第一三六条 ①政治的権利を享受するすべてのキューバ人の男女は、被選挙権を有する。

②人民権力国民議会の代議員の被選挙権は一八才以上である。

〔軍事組織の構成員の選挙権、被選挙権〕

第一三七条 革命軍及びその他の軍事組織の構成員は、市民と平等の選挙権及び被選挙権を有する。

〔選挙区〕

第一三八条 ①法律は、各議会を構成する代議員の数を、全国を区分する行政区画の住民の数に応じて定め、かつ選挙の手續および形式について規定する。

②市議会の代議員は、予め定められた選挙区より選出される。

〔州議会の代議員の選出〕

第一三九条 市議会は、秘密投票により、人民権力州議会の代議員を選出する。

〔選出の要件〕

第一四〇条 ①代議員に選出されるためには、代議員は、選挙区での投票の過半数を獲得しなければならない。

②過半数を獲得した者がいない場合、法律は、上位の者の中から、代議員を決定するために新たな選挙の実施の形式を定める。

第二章 憲法改正

〔憲法改正〕

第一四一条 ①憲法は、人民権力国民議会の代議員総数の三分二以上の多数の記名投票による議決で、全体的若しくは部分的に改正できる。

②改正が憲法の全体、又は人民権力国民議会若しくは国家評議会の構成及び権限、権利及び義務に関する場合、議会により実施される国民投票で、選挙権を有する市民の過半数の賛成投票による承認を必要とする。

〔本稿は文部省科研費による共同研究「法の継承性について」における成果の一部分である〕